

京都市における自転車利用の変化と放置自転車減少要因分析業務仕様書

1 趣旨

本市はこれまで、駐輪場整備や放置自転車の撤去強化などの取組を実施してきたことにより、放置自転車は漸減してきたが、コロナ禍を契機に放置自転車が大幅に減少した。

このコロナ禍による放置自転車の大幅な減少は、一過性のものであり、コロナ禍収束後は、コロナ禍以前の放置自転車台数と同等の状況に戻ると想定していたが、現時点においても、その兆候は見られない。

この状況を踏まえ、より効果的かつ効率的な放置自転車対策や駐輪施策となるよう、現在の方角性を大きく見直す必要があると考えており、これを具現化するには、コロナ禍前後の自転車の利用の変化の状況やその要因を把握・分析することが極めて重要である。

そこで、様々なデータや専門的な知見をもって、今後の放置自転車の状況の見込みを予測することなどにより、今後の放置自転車対策及び駐輪施策の方向性を決める検討材料とするため、要因分析を行うものである。

2 委託業務名称

京都市における自転車利用の変化と放置自転車減少要因分析業務

3 履行期間

令和6年4月1日（月）から令和6年9月30日（月）まで

4 業務内容

(1) コロナ禍前後の自転車利用の変化や放置自転車が減少した要因の分析と今後の自転車の放置状況の予測

本市の放置自転車の撤去台数は年々漸減してきたが、コロナ禍中は、コロナ禍以前の撤去台数から一挙に6割程度減少した。本市としては、この状況は、コロナ禍が収束すれば、コロナ禍以前の水準に戻るであろうと推測していたが、現時点においても、コロナ禍前の水準に戻る兆候が全く見られない。

そのため、各種データ等を専門的な知見により分析することにより、現在の自転車利用・放置自転車実態を把握するとともに、放置自転車減少要因を分析することで、今後の自転車の利用や放置を予測する材料とする。

分析に当たっては、パーソントリップ調査や国勢調査、ビッグデータ（例：KDDI Location Analyzer 等）、RESAS（地域経済分析システム）などを使用し、社会的背景等も踏まえて分析すること。

なお、当該業務に関しては、令和6年6月28日（金）までに中間報告を行うこと。

(2) 今後の放置自転車対策及び駐輪施策の方向性

(1)の結果を踏まえ、本市の自転車の利用状況や自転車の放置状況に適した今後の駐輪場整備方針や自転車利用者に対する啓発方法などの提案を行う。

5 報告書作成・納品

履行期間末までに、上記 4 (1)及び(2)の内容を業務報告書として取りまとめ、以下のとおり納品すること。

- | | | |
|------------------|-----|----|
| (1) 報告書（概要版） | 2 冊 | 一式 |
| (2) 電子成果品（C D－R） | | 一式 |

6 打合せ協議

業務の打合せは、業務着手時、分析業務中間報告時、成果品（報告書）納入時（業務完了時）の計 3 回以上行うものとする。ただし、必要が生じた場合は、本市と協議の上、適宜打合せ協議を実施するものとする。

なお、業務着手時及び業務完了時は、統括責任者が立ち会うものとする。

7 本市からの提供物（本市基本計画等、本業務に関連する資料含む）

- (1) 京都市自転車総合計画 2 0 2 5 （令和 3 年 1 0 月策定）
- (2) 駅周辺における放置自転車等の実態調査の集計結果
- (3) 本市における放置自転車等撤去状況資料

8 その他

- (1) 本業務の遂行に当たっては、本仕様書に従って実施するものとし、疑義が生じた場合は、適宜、両者で協議を行うものとする。
- (2) 本業務の提案に係る一切の費用は提案者の負担とする。
- (3) 本業務に係る予算が成立しなかったことにより、業務の実施が不可能となった場合において、本市は、損害金、違約金等は一切支払わない。
- (4) 本業務で本市からの提供物により得た内容は、本市における今後の業務遂行に影響を及ぼすため、外部へ漏らすことのないよう、本業務を受託することが決定した場合には業務開始前に情報管理方法について提示し、本市の承認を得ること。